

熊本県公報

第 1 1 3 2 2 号
平成 17 年 10 月 14 日 (金)
(毎週 月・水・金発行)

目 次

告 示

- 道路の区域変更..... (道路総務課) 1
- " " " " " " (" ") 1
- 道路の供用開始..... (" ") 2
- 熊本県立大学財務会計システム等用サーバ等機器の調達に係る一般競争入札の参加資格..... (私学文書課) 2

公 告

- 都市計画法第 36 条第 3 項の規定に基づく開発行為工事完了..... (建 築 課) 3
- 土地改良区役員の住所変更..... (農村計画課) 3
- 建築許可に係る公開による意見の聴取..... (建 築 課) 3
- 団体営土地改良事業計画変更の適否決定..... (農村計画課) 3
- 熊本県立大学財務会計システム等用サーバ等機器の調達に係る一般競争入札..... (私学文書課) 4

登 載 依 頼

- 熊本県教育委員会に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則..... (総務広報課) 6

告 示

熊本県告示第 1203 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成 17 年 10 月 14 日から 60 日間、熊本県土木部道路総務課において一般の縦覧に供する。

平成 17 年 10 月 14 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

1 道路の種類、路線名及び区域変更する区間等

| 道路の種類 | 路線名 | 区域変更する区間 | 前後 | 幅員 (メートル) | 延長 (メートル) | 備考 |
|-------|------|--|----|-------------------|--------------|-----------|
| 一般国道 | 443号 | 上益城郡甲佐町大字豊内字五反田 373番1地先から 同字 363番地先まで | 前 | 40.0 ~ 67.8 | 149.0 | 仮設道 撤去 |
| | | | 後 | 35.0 ~ 55.6 | 106.0 | |

2 区域変更する期日 平成 17 年 10 月 14 日

熊本県告示第 1204 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成 17 年 10 月 14 日から 60 日間、熊本県土木部道路総務課において一般の縦覧に供する。

平成 17 年 10 月 14 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

1 道路の種類、路線名及び区域変更する区間等

| 道路の種類 | 路線名 | 区域変更する区間 | 前後 | 幅員 (メートル) | 延長 (メートル) | 備考 |
|----------|--------------|--|----|-------------------|--------------|--------------------------|
| 一般 県道 | 熊 本 菊 陽 線 | 熊本市龍田町弓削字権現窪 671番6地先から 同字 671番7地先まで | 前 | 14.5 ~ 15.8 | 18.2 | 新駅関連 施設 (自由通 路) |
| | | | 後 | 18.1 ~ 64.3 | | |

2 区域変更する期日 平成17年10月14日

熊本県告示第1205号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成17年10月14日から60日間、熊本県土木部道路総務課において一般の縦覧に供する。

平成17年10月14日

熊本県知事 潮 谷 義 子

1 道路の種類、路線名及び供用開始する区間等

| 道路の種類 | 路線名 | 供用開始する区間 | 延長 (メートル) | 備考 |
|-------|----------------|---|--------------|-------|
| 一般県道 | 阿 蘇 一 の 宮 線 | 阿蘇市一の宮町宮地字塩塚 3978番地先から 同市一の宮町宮地字西池田 3891番1地先まで | 262.0 | 仮設道設置 |

2 供用開始する期日 平成17年10月18日

熊本県告示第1206号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、次のとおり競争入札に参加する者に必要な資格等について告示する。

平成17年10月14日

熊本県知事 潮 谷 義 子

1 借入物品及び数量

熊本県立大学財務会計システム及び授業料債権管理システム用サーバとして使用するハードウェア（ラック等の付属品を含む。）及びこれに必要な基本ソフトウェア（取扱説明書を含む。）一式

2 入札参加資格者

熊本県業務委託契約等に係る一般競争入札及び指名競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成14年熊本県告示第516号。以下「要綱」という。）による審査のうえ、入札参加資格を有すると決定された者であること。

なお、入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、3に掲げるところにより、要綱による審査を受け、入札参加資格を得ること。

3 入札参加資格を得るための申請方法

(1) 申請の方法

2に掲げる入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、要綱に定める入札参加資格審査申請書（本競争入札参加のための申請である旨を明示すること。）に必要書類を添付し、3の(2)の場所へ持参又は郵送（書留郵便に限る。）により提出すること。

(2) 入札参加資格審査申請書の入手先及び提出場所並びに申請に関する問い合わせ先

熊本県出納局管理調達課資格審査班（県庁行政棟本館2階）

郵便番号 862 - 8570 熊本市水前寺六丁目18番1号

電話 096 - 383 - 1111 内線 6350

(3) 入札参加資格審査申請書の受付期間

平成17年10月14日（金）から平成17年10月25日（火）までの日（県の休日を除く。）の午前8時30分から午後5時までとする。

ただし、受付期間の終了後も入札日時まで随時受け付けるが、この場合には、資格審査が入札に間に合わないことがある。

- (4) 資格審査結果の通知
資格審査の結果は、資格審査結果通知書により通知する。
- (5) 入札参加資格の有効期間
入札参加資格の有効期間は、資格審査結果通知書に記載する登録の日から平成19年9月30日までとする。
- (6) 有効期間の更新手続
前項の有効期間の更新を希望する者に対しては、要綱に基づく入札参加資格審査申請の受付を平成19年7月1日から平成19年7月31日まで行う。

公 告

熊本県公告第768号

都市計画法（昭和43年法律第100号）に基づく開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により、次のとおり公告する。

平成17年10月14日

熊本県知事 潮谷 義子

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
(第2工区)
八代市永碓町字塩屋割1039番2、同1069番3、同1069番4、同1082番1の一部、同1082番2、同1088番1、同1088番2、同1089番、同1092番、同1093番1、同1093番2、同1098番、同1099番1及び同1100番1
13,223.14平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
人吉市中青井町字下青井田369-1
岩下兄弟株式会社

熊本県公告第769号

八代市八代平野北部土地改良区の役員の住所を次のとおり変更した旨の届出があった。

平成17年10月14日

熊本県知事 潮谷 義子

| 役職名 | 氏名 | 新住所 | 旧住所 |
|-----|-------|---------------|------------------|
| 理事 | 平岡 啓輔 | 八代郡氷川町宮原163番地 | 八代郡宮原町大字宮原村163番地 |

熊本県公告第770号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第48条第13項の規定により、同条第7項ただし書の許可に係る公開の意見の聴取を次のとおり実施する。

平成17年10月14日

熊本県知事 潮谷 義子

- 1 開催日時 平成17年10月19日（水）午後2時から
- 2 開催場所 人吉市瓦屋町1625 市営立野団地集会場
- 3 聴取事項 人吉市瓦屋町1365番2東一の申請に係る人吉市瓦屋町杉前1639番3の一部及び1640番1においてクリーニング店を新築することについて

熊本県公告第771号

上天草市長何川一幸から協議のあった松島地区（米の山工区）土地改良事業（区画整理、農業用排水施設）計画の変更については、平成17年10月6日付けで適当と決定したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の3第5項において準用する同法第8条第6項の規定により公告し、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

利害関係人でこの決定に異議のあるものは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に対して異議の申出をすることができる。

平成17年10月14日

熊本県知事 潮谷 義子

- 1 縦覧に供する書類の名称
変更後の松島地区（米の山工区）土地改良事業（区画整理、農業用排水施設）計画書の写し
- 2 縦覧期間
平成17年10月17日から平成17年11月14日まで
- 3 縦覧場所
上天草市役所

熊本県公告第772号

次のとおり一般競争入札に付する。

平成17年10月14日

熊本県知事 潮 谷 義 子

1 一般競争入札に付する事項

(1) 借入物品及び数量

熊本県立大学財務会計システム及び授業料債権管理システム用サーバとして使用するハードウェア（ラック等の付属品を含む。）及びこれに必要な基本ソフトウェア（取扱説明書を含む。）一式

(2) 借入物品の規格及び品質等

入札説明書及び仕様書のとおり

(3) 借入期間

平成17年12月8日（木）から平成22年12月7日（火）まで

(4) 納入期限

平成17年12月8日（木）

(5) 納入場所

熊本県立大学内の県が指定する場所

(6) 入札方法

ア 入札金額は、賃借料1月当たりの借入代金とする。見積りに当たっては、60月賃借料率で計算すること。

イ 落札者決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

ウ 入札説明書及び仕様書に特段の定めがない事項については、熊本県競争契約入札心得（昭和39年熊本県告示第420号）の規定を準用する。

エ 入札書は、入札説明書に示す様式により作成すること。

2 入札に参加できる者

次に掲げる条件をすべて満たす者であること。

(1) 熊本県業務委託契約等に係る一般競争入札及び指名競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成14年熊本県告示第516号）による審査のうえ、有資格者として営業種目 リース・レンタル OA 機器類に登録された者であること。

(2) 次により納入しようとする物品の機能等を証明する書類（以下「機能等証明書」という。）を提出し、承認を受けた者であること。

ア 提出期間

平成17年10月14日（金）から平成17年10月31日（月）までの日（県の休日を除く。）の午前8時30分から午後5時までとする。

イ 提出場所

4に記載のとおり

ウ 提出方法

4に記載の場所へ持参又は郵送（書留郵便に限る。）により提出すること。

エ 機能等証明書審査結果の通知

機能等証明書審査の結果は、機能等証明書審査結果通知書により通知する。

(3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、当該申立てに係る更生計画認可決定を受けていること。

(4) 民事再生法（平成12年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、当該申立てに係る再生計画認可決定を受けていること。

(5) 5の(3)アの時点において、熊本県物品購入等及び業務委託等契約に係る指名停止の措置要領（平成14年熊本県告示第811号）による指名停止期間中でないこと。

3 競争入札参加資格確認申請書の提出

本競争入札に参加を希望する者は、次により競争入札参加資格確認申請書を提出し、競争入札参加資格の有無について確認を受けなければならない。

(1) 提出期間

平成17年10月14日（金）から平成17年10月31日（月）までの日（県の休日を除く。）の午前8時30分から午後5時までとする。

(2) 提出場所

4に記載のとおり

(3) 提出方法

4に記載の場所へ持参又は郵送（書留郵便に限る。）により提出すること。

(4) 入札参加資格確認結果の通知

入札参加資格確認の結果は、資格確認結果通知書により通知する。

4 契約条項を示す場所

熊本県総務部私学文書課大学班（県庁行政棟本館2階）

郵便番号 862-8570 熊本市水前寺六丁目18番1号

電話 096-383-1111 内線 3223

- 5 入札手続等
- (1) 入札に関する事務を担当する部局の名称
4に記載のとおり
- (2) 入札説明書及び仕様書等の交付期間及び場所
ア 交付期間
平成17年10月14日(金)から平成17年10月31日(月)までの日(県の休日を除く。)の午前8時30分から午後5時までとする。
イ 交付場所
4に記載のとおり
- (3) 入札及び開札の日時及び場所
ア 日時
平成17年11月8日(火)午後2時から
イ 場所
熊本県庁行政棟本館7階701会議室
- (4) 入札書の提出方法
5の(3)記載の入札場所に持参するものとする。ただし、持参できないときは、4に記載の場所に平成17年11月8日(火)午前11時までに必着するよう郵送(書留郵便に限る。)すること。
- 6 その他
- (1) 入札、契約手続等において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨とする。
- (2) 入札保証金
入札に参加しようとする者は、見積もった1月当たりの契約金額に借入期間月数(60月)を乗じた額の100分の5以上の金額を5の(3)記載の入札の日時までに納付しなければならない。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、入札保証金の納付が免除される。
ア 入札に参加しようとする者が、入札保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、当該入札保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。
イ 入札に参加しようとする者が、過去2年の間に国(公団を含む。)又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したことを証する書類を提出したとき(その者が落札した場合において、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。)
- (3) 無効の入札
次のいずれかに該当する入札は、無効とする。
ア 入札に参加する資格を有しない者のした入札
イ 委任状を提出しない代理人のした入札
ウ 所定の入札保証金又は入札保証金に代わる担保を納付又は提供しない者のした入札
エ 記名押印を欠く入札
オ 金額を訂正した入札
カ 誤字脱字等により意思表示が不明瞭である入札
キ 明らかに連合によると認められる入札
ク 同一事項の入札について他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をした者の入札
ケ 2以上の意思表示をした入札
コ 民法(明治29年法律第89号)第95条に基づく錯誤による入札であると入札執行者が認めた場合の入札
サ その他入札に関する条件に違反した入札
- (4) 落札者の決定方法
有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをしたものを落札者とする。
- (5) 最低制限価格
無
- (6) 契約の締結
ア 契約書作成の要否
要
イ 契約の締結期限
落札者決定の日から14日以内とする。
ウ 落札者からの契約締結の申出期限
落札者決定の日から7日以内とする。
- (7) 契約保証金
契約しようとする者は、契約担当者が指定する日時までに、契約金額(1月当たりの賃借料)に借入期間月数(60月)を乗じた額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、契約保証金の納付が免除される。
ア 契約しようとする者が、契約保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被

保険者とする履行保証保険契約を締結し、当該履行保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。

イ 契約しようとする者が、過去2年の間に国（公団を含む。）又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したことを証する書類を提出したとき（その者が、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。）。

(8) その他詳細は、入札説明書による。

(9) 当該一連の調達契約のうちの最初の契約に係る入札の公告の日
平成17年6月20日

(10) この調達は、世界貿易機関（WTO）に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。

7 Summary

(1) Nature and Quantity of Services Required:

Leasing a Set of Computer System for Kumamoto Prefectural University's Accounting System and Student Loan Management System

(2) Time Limit for Submission of Bids by Registered Mail:

11:00, November 8, 2005

(3) Time and Place of Bidding

Time: 14:00, November 8, 2005

Place: The No. 701 conference room (7th floor), Main Building,
Kumamoto Prefectural Office

(4) Contact Point of Notice: Private Schools and Official Document Division,

General Affairs Department, Kumamoto Prefectural Government,

6-18-1 Suizenji, Kumamoto City, Kumamoto prefecture, 862-8570 Japan

TEL 096-383-1111 (ext. 3223)

登載依頼

熊本県教育委員会に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則をここに公布する。

平成17年10月14日

熊本県教育委員会委員長 岡 畑 寛

熊本県教育委員会規則第19号

熊本県教育委員会に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、熊本県民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成17年熊本県条例第72号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において使用する用語は、特別の定めのある場合を除くほか、条例において使用する用語の例による。

(条例第3条第1項の規則で定める保存)

第3条 条例第3条第1項の規則で定める保存は、別表の左欄に掲げる条例等の同表の右欄に掲げる規定に基づく書面の保存とする。

(電磁的記録による保存の方法)

第4条 民間事業者等が、条例第3条第1項の規定に基づき、別表の左欄に掲げる条例等の同表の右欄に掲げる規定に基づく書面の保存に代えて当該書面に係る電磁的記録の保存を行う場合は、次に掲げる方法のいずれかにより行わなければならない。

(1) 作成された電磁的記録を民間事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物（以下「磁気ディスク等」という。）をもって調製するファイルにより保存する方法

(2) 書面に記載されている事項をスキャナ（これに準ずる画像読取装置を含む。）により読み取ってできた電磁的記録を民間事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等をもって調製するファイルにより保存する方法

2 民間事業者等が、前項第1号又は第2号の規定に基づく電磁的記録の保存を行う場合は、必要に応じ電磁的記録に記録された事項を出力することにより、直ちに明瞭かつ整然とした形式で使用に係る電子計算機その他の機器に表示することができ、及び書面を作成することができるための措置を講じなければならない。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

別表（第3条関係）

| | |
|---|--------------|
| 熊本県教育委員会の所管に属する公益法人の設立及び監督に関する規則（昭和44年熊本県教育委員会規則第19号） | 第10条第1項及び第2項 |
| 熊本県教育委員会の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する規則（平成9年熊本県教育委員会規則第6号） | 第13条第1項及び第2項 |

